

【マージン率の公開】

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業者（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金（宿舍経費、旅費交通費等も含まれる）に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝

派遣料金の平均額

－

派遣労働者の賃金平均額

派遣料金の平均額

2024年度（2024年4月～2025年3月）実績

派遣労働者数	22人（2025年6月1日付派遣労働者数）
派遣先事業所	7社
労働者派遣料金	31,519円(1日8時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金	17,423円(1日8時間当たりの平均)
マージン率	44.7%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー訓練、社会保険等講習会、現場管理訓練 作業主任者講習、パソコンスキル講習会、管理監督者法令講習会、 非破壊試験技術者資格試験講習会、車両運転講習
労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有（有効期限2024年4月1日～2026年3月31日）
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	青森支店 TEL:017-765-6180

マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料の 事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金
旅費交通費		派遣労働者の出張費用
事業 運 営 費	福利厚生費	健康診断費用、慶弔見舞金
	採用広告費	派遣労働者の募集にかかる費用
	教育研修費	教育訓練にかかる費用
	営業費用	営業・管理スタッフの人件費及び活動、事務所費用、通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営経費を差し引いた利益